清代浙東宗族の組織形成における宗祠演劇の機能について

田仲一成

序　問題の所在

中國の經濟的先進地域である江南（江蘇・浙江・安徽）では明中期以降、演劇が村落や市場地だけでなく、各宗族の宗祠でも祖先を祀るために上演されるという事象が現われてくる。本來、儒禮を本則とする祖先祭祀に、日頃、宗族が俗禮として輕視している「演劇」を用いることは傳統的宗族觀念からみて異例のことであり、事實、江南以外ではこのような事例は極めて稀である。しかるに江南地域では少くとも明末以降、こうした事態が普遍的に現われており、このこと自體、江南地主宗族が、他の地域の地主宗族と異なった社會的、經濟的實體をもっていたことを示す徵表とも考えられる。しかならば、その特徵とは何か。この點について、筆者は過去、若干の論考を試みてきたが、(1) 今回は特に江南宗族の組織形成を反映する「輩行字」の分化統合の過程に着目し、これと宗族演劇との關連について考察を試みたい。

さて、周知のごとく、輩行字とは宗族の各世代ごとに命名された世代表示のための「記號文字」を指す。同族成員の間で世代の尊卑を互に識別し易くする目的で創始されたもので、記憶の便のため、四世代或は五世代ごとに四字句或は五字句の成句又は詩句を配當させることが多い（稀に七世代ごとに七字句を配することもある）。例えば、浙江・蕭山陳氏の場合、

始祖から七十二世までの各世代に四世代ごとにまとまった成句によって、次のような「輩行字」が配當されている。

世次	輩行字	世次	輩行字	世次	輩行字	世次	輩行字	世次	輩行字
1	元	17	端	33	飭	49	疏	65	彌
2	會	18	本	34	躬	50	通	66	久
3	運	19	孝	35	勵	51	蓁	67	愈
4	世	20	友	36	行	52	蕪	68	遠
5	陰	21	益	37	朝	53	平	69	福
6	陽	22	榮	38	堂	54	定	70	祿
7	太	23	正	39	宰	55	安	71	並
8	極	24	息	40	卿	56	寧	72	臻
9	宗	25	序	41	道	57	賢		
10	祖	26	禮	42	顯	58	哉		
11	子	27	考	43	高	59	祚		
12	孫	28	樂	44	明	60	胤		
13	承	29	成	45	志	61	自		
14	功	30	允	46	氣	62	天		
15	繼	31	廉	47	再	63	錫		
16	德	32	迪	48	精	64	禎		

（宣統元年刊『蕭山唐里陳氏宗譜』巻八（排行））

四字句を連ねているので記憶し易く、かつ各字の後に同世代人の生年月日順の番號を附して元一・元二のごとく示せば、同族内における各人の尊卑長幼の關係が明確に表現できる。特に族員の數が多い大宗族では、この整理方式が世代間の錯綜を防ぐ上で有效であり、族譜の編纂の上にも役立つことが多い。

ところで、この輩行字は一世代に一字を配しつつ、縱に一系列をなすものであるが、或る世代で成員の移住などにより分派が生じた場合、その世代から以下に本派とは別の輩行字系列が表われることが多い。通常、輩行字設定後、數世代の間に移住などにより分派が生ずることが多いから、各宗族において分派分枝がある限り、複數の輩行字系列が并存するのがむしろ普通である。逆に言えば、輩行字の系列分岐が少ないほど、本派を中心にまとまった宗族であり、輩行字系列の

分岐の多いほど、分派の激しい分裂擴散した宗族ということになる。この關係を明清閒の浙東宗族について考察した上田信氏は、次のような傾向を指摘している。(2)

①南宋～元代に分枝し居住地を異にした同族集團は移住が縣内に止まる場合でも輩行字を分裂させる。

②明代において縣を範圍とする分化をした同族集團は輩行字の統一を維持する場合が多い。

③明末清初に從來、分裂していた同族分派の閒に同宗であることを契機として、宗族關係を再制または擬制し、「同族合同」を結成する動きがあり、これに伴って分派相互に分立していた輩行字系列が統一される方向に動く。

いずれも重要な指摘であるが、特に③の動向に關連して宗族の演劇機能を位置づけることが可能である。概して言えば、宋元以來、早くから輩行字を分裂させてきた沿革の古い同族分派は、右の③の「同族合同」によって輩行字を統一することは容易ではない。ここではむしろ、祭祀演劇によって分派を統合する努力が續けられたのち、その歸結として輩行字の統一に向かうという經過をたどることが多い。つまり宗族分派を統合する機能を擔っている宗族の演劇は輩行字の統一に先行して組織され、分派の統合への基底を培養していることが多いのである。この點を若干の事例を通して考察する。事例としては、宋元以來、浙東・蕭山縣の附郭の地に鄰接して居を占める西河單氏・史村曹氏・長河來氏・唐里陳氏の四つの有力宗族をとり上げる（地圖參照）。また考察に當たっては、輩行字の分裂と統合の過程が簡單なものから複雑なものに及ぶように行論を展開する。

一　西河單氏の輩行字編成と宗祠演劇

蕭山縣城の西に西河の地があり、ここに南宋末に山陰縣から移住して定着した單氏一族が住む（地圖）。この一族は、西河派（本派）、西單莊派、後溪派、單堰派の四派に分かれ、それぞれ獨立の輩行字系列をもつが、各派内での分枝は明清を通じて比較的少ない。今『西河單氏家譜』（民國十一年序刊）により、第一世以來の輩行字の分化統合の過程を示すと、第

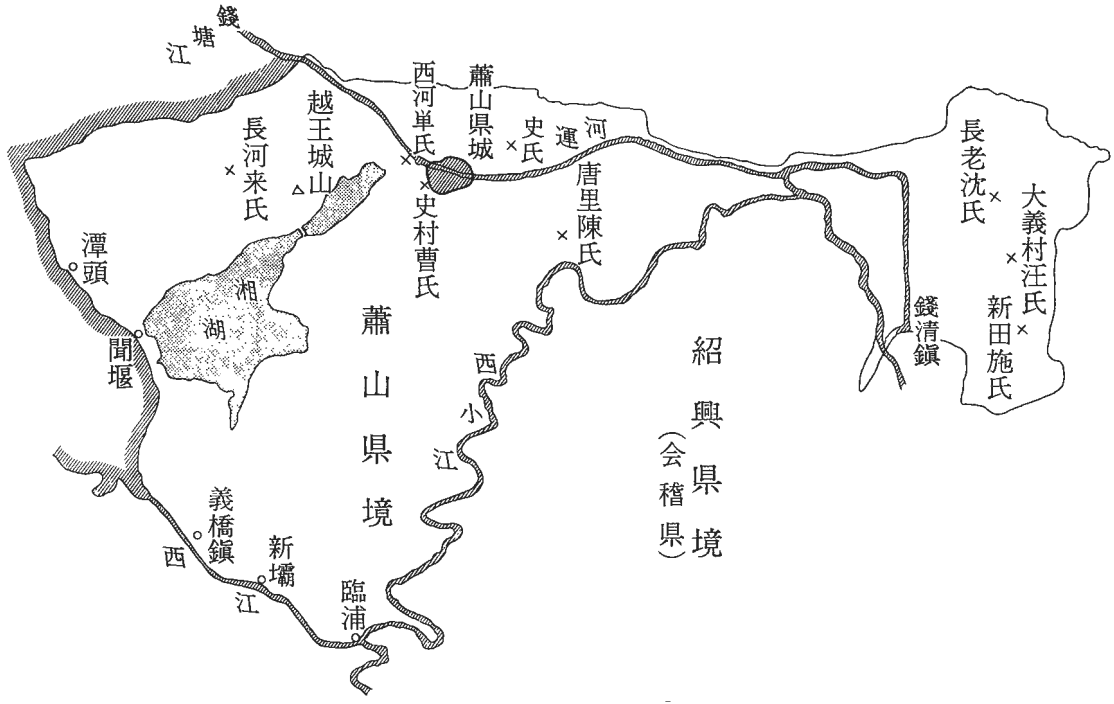

地圖：浙江省蕭山縣北部圖

第一表　西河單氏輩行字表

單堰派						後溪派		西單莊派		西河派									
〃	〃	〃	〃	〃	初	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	基	1	（元末）（明初）
〃	〃	〃	〃	〃	肇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	始	2	
〃	〃	〃	〃	〃	權	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	用	3	
〃	〃	〃	〃	〃	興	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	啓	4	
〃	〃	〃	〃	〃	賢	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	興	5	
〃	〃	〃	〃	〃	惟	〃	江	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	恆	6	
〃	〃	〃	〃	〃	雍	〃	淮	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	正	儒	7	
〃	〃	〃	〃	〃	荆	〃	宗	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	有	宗	8	
〃	〃	〃	〃	〃	魁	元	國	〃	長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	尚	元	9	
仲	德	貞	利	亨	元	〃	明	〃	官	〃	〃	〃	〃	〃	〃	曾	亨	10	（清）
〃	〃	〃	〃	〃	仁	〃	英	〃	英	〃	〃	〃	〃	〃	〃	慶	文	11	
〃	〃	〃	〃	〃	厚	〃	雄	〃	靜	德	雲	振	隆	福	永	祥	仕	12	
良	昌	良	〃	茂	昌	〃	俊	〃	瑞	惠	漢	穎	盛	祿	盛	康	才	13	
〃	〃	〃	〃	〃	聰	〃	美	聰	昭	能	純	標	祥	榮	尊	安	恢	14	
〃	〃	〃	〃	〃	寧	〃	孝	〃	亮	智	恭	芳	宏	華	茂	富	成	15	（清中期）
〃	〃	〃	〃	〃	智	〃	友	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	新	16	
〃	〃	〃	〃	〃	慧	〃	道	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	寧	17	
〃	〃	〃	〃	〃	吉	〃	義	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	裕	18	
〃	〃	〃	〃	〃	瑞	〃	克	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	泰	19	
〃	〃	〃	〃	〃	榮	萃	紹	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	萃	20	（民國）
〃	〃	〃	〃	〃	乾	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	錦	21	
〃	〃	〃	〃	〃	坤	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	咸	22	
〃	〃	〃	〃	〃	震	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昌	23	
〃	〃	〃	〃	〃	艮	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	銀	24	
〃	〃	〃	〃	〃	離	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	海	25	
〃	〃	〃	〃	〃	坎	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	枌	26	
〃	〃	〃	〃	〃	兌	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	煌	27	
〃	〃	〃	〃	〃	巽	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	在	28	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	鈞	29	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	洪	30	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	梓	31	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	燮	32	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	增	33	

一表のごとくである。

この表から判るように、南宋定着の時點では本派系と單堰派の二系列の輩行字があっただけであるが、明代に入って第6世から若干、分裂が生じ、特に明末第9世以降、清中葉の第15世までの閒にかなりの分化を起こす。中でも西河本派の分裂は著しく、第14・15世の段階には、全體で十三系列に分裂したことになる。しかし、第16世以降は再び統一され、分裂の激しかった西河派、西單莊派は一本化され、後溪派、單堰派もそれぞれ一系列に收斂する。しかし、西河派系、後溪派、單堰派の閒には、四世遞傳の起點に差があるため、急には步調が揃わず、結局、後溪派・單堰派が第18～20世に過渡的な調整輩行字を介在させ、その後、五世を經て第29世以降（民國期）、漸やく一本化する形にしている。全體としてみると、明末から清代中期までの分裂を克服するのに十世代を要しており、清代中期の第15・16世（乾隆—嘉慶）に統合の動きが始まっていたものと推定される。

ところで、この第15・16世の統合の動きにやゝ先行して、この宗族では宗祠內での演劇が組織されている點に注意したい。卽ち、第13世、永發（乾隆十九年生れ）が定めた「家廟祭儀」（同上家譜卷一六）は次の如く規定している。

戲を演ずるに、凡そ「祠年」に値（あた）れる者は、九月中旬に於いて、上等の名班を擇び、老墳會と合同し、晝夜、兩臺を合わせ演ず。その費は「祠年」に値れる者に派して六分を出さしめ、老墳會に派して四分を出さしむ。…その戲臺の上には、新號の灯籠一對、油燈四盞を用う。

演劇は宗祠に架設された戲臺で演ぜられたらしく、嘉慶十八年の〈家廟捐修錢數〉（同上家譜卷一六）には、家廟改修の一費目として「戲臺を修整するに、錢を計ること八千六百二十文なり」とある。乾隆中期から嘉慶末期までは、第13～15世の時代に當たり、丁度、輩行字統一の動きがでてきた頃である。右の宗祠演劇の規約化は、この頃の分派統一への努力の一環として、宗族指導層の閒で協議推進され、各派の連繫を強化する役割を擔いながら、結果的にその後、數世代を經て輩行字の統一を實現する地ならしの作用を果したものと推定する。

二　史村曹氏の輩行字編成と宗祠演劇

次に、右の西河單氏の東に鄰接し、蕭山縣城の西端に居を占める史村曹氏の場合を見る（地圖）。この一族は、北直隸眞定府靈壽縣を故地とし、北宋の初め、山陰縣に入り、その後二代を經た蕭山第1世祖、丞（字原傑）の代に蕭山縣桃源に定着したと傳える。以來、清末・民國初期まで三十世、その輩行字は前述の單氏に比べてやゝ複雜であるが、甚だしい分岐は起さず、明末清初にやゝ分化擴散したものの、やはり清中葉以降、統合に向って收斂している。今、『史村曹氏家譜』（民國三年刊）により、この一族の輩行字の分化統合の過程を示すと、第二表の通りである。

第二表　史村曹氏輩行字表

	斌一房	暘一房	二房	三房	四房	五房	七房	九房		
8	千	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
9	萬	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
10	□	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
11	正	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
12	奇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
13	愷	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
14	簡	〃	本	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
15	斌	〃	鼎	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
16	源	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
17	循	〃	暘	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
18	統	〃	乾	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
19	誠	本	岳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
20	政	朝	隆	純	忠	鳳	增	英	〃	〃
21	慶	綱	奎	和	信	寅	茂	申	俊	謙
22	魁	〃	元	積	琦	秀	寧	瑞	聰	敬
23	守	〃	嘉	學	才	穎	安	欽	明	良
24	醇	〃	祿	阜	鵬	尊	廣	愛	京	恭
25	得	〃	宏	仲	益	祖	成	章	兆	昌
26	桂	〃	毅	科	森	綸	琩	伊	〃	〃
27	林	〃	全	亶	永	煥	夏	裘	〃	〃
28	東	〃	吉	夔	修	均	匡	起	〃	〃
29	處	〃	範	懷	蘭	宜	時	翰	〃	〃
30	茹	〃	午	環	玥	定	輅	世	〃	〃
31	扈	〃	功	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
32	聖	〃	業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
33	登	〃	慰	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
34	黃	〃	先	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
35	閣	〃	靈	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
36	睿	〃	家	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
37	哲	〃	聲	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
38	滿	〃	羣	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
39	丹	〃	克	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
40	墀	〃	振	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

（南宋）　（元）　（明）　（清）　（清中期）　（民國）

鑾一房	四房	三房	二房	公一房	十四房	十二房	十一房	四十房	六房	三房	十三房	九房	七房	二房	甫一房	十一房	十房
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

| | | |

燭をともし、これらの祖靈・幽魂に向かって晝と夜の二回、演劇を獻ずる。演劇には一流の名班を雇うとしている點は前述の單氏の場合と同じである（後述）。燈火の大きさ、量も堂の格式に應じて定めてあり、宗族の秩序意識がよく出ている。演劇が終ると晝夜ともに、祖先・幽魂に對する紙錢を焚き、かつ爆竹を放燃する。これは紙錢によって「陰靈」を弔うと共に、爆竹によって「陽神」を招き福を祈るという「陰陽二元」の祭祀觀念によっているのである。以上、終ると、ここで前年度の幹事（司總、司直）から次年度の幹事に事務・會計の引き繼ぎが行なわれる（これにも細かい規定を記すが省略）。

次に、この宗族では、右の墳祭の外に春秋の祭祀の際、各分派房支が自派の祖先の神位を宗祠に入祀する所謂〝進主〟の儀式を行なう場合があり、この時にも宗祠に演劇が奉獻されたらしい。この時の〝進主演劇〟の手續が〈進主章程〉として記されている（同上〈宗祠條例〉）。次の通りである。

族中にて〔神〕主を進るるには、春秋兩祭に定む。期に先だちて司事に告知し、代りて爲めに書寫して世次に排清せしめ、祭りを行なう時に寢室に送上す。若し、主を進るる者は、預め司事に向かいて新主を領回し、世紀を寫清し、吉を擇びて〔再び〕送上せよ。或は鐙を張りて戲を演じ、席を設けて賓を延くこと、各々自らの便に聽す。毎位の新主は、議するに錢四百文とし、司總に交して收存せしめ、以って歷代神主を漸換するの需を充たす。倘し後に仍りて私かに〔主を〕進れ、以って昭穆の紊亂を致せる者あらば、一たび察出を經たるとき卽ち撤去せしめ、その主は下屆を俟ちて例によりて進れしむ。

これによると、宗祠に祖先の神位を入祀する場合には、春秋の定例祭祀の前にあらかじめ、司總に申し出て世次を記した神位を作っておき、祭祀の日には、司總がこの神主を神龕に排列して祭祀を受けさせる。祭祀が終ると當該の子孫は司總から新製の神主を返してもらい、改めてこれに生卒年を記入し、日を改めて再び宗祠に送る。このとき子孫は宗祠各堂に燈を點じて演劇を奉獻したり宴席を設けて賓客を招いたりするという。またこのとき、神主維持のための醵金を行なう

べきことも定められている。元來、宗祠は始祖の神位だけを祀るのが本則であるのだが、各分派の分裂ののち、これを統合する段階での大宗祠には、個々の有力な支派が自派の祖先神位を合祀する傾向が強くなり、神龕分の神位が増加して行く。こうなると、神主入祀の手續を嚴格にする必要が生じ、入祀者には演劇を宗祠に奉獻させて族員に公示させたものであろう。この演劇自體、分派の統一を保つための役割を果していると言うことができる。

かくして、この曹氏一族においても前述の分派を統合する方向での輩行字の統合への動きとこの宗祠の墳祭演劇・進主演劇の形成とは同じ統合指向の反映とみるべきであろう。

三　長河來氏の輩行字編成と宗祠演劇

次に、右の單氏・曹氏の西寄りに居を占める長河來氏の場合を見る（地圖）。來氏は故地の河南より南下し、南宋初期の始祖延紹の代に蕭山に入ったという。以後、民國期まで二十八世、大房・二房・三房・四房・五房・六房の六派に分れ、宋元閒はやゝ當初の輩行字を維持したものの、明清閒を通じて分岐に分岐を重ね、民國期に至って漸やく統合に向かう。その分岐は複雜で全容を示す紙幅はないが、今、この一族が康熙二十二年に祭田を設立したときの各房筆頭醵金者(3)の屬する輩行字の分化についてのみ、その變遷を表示する（第三表・『蕭山長河來氏家譜』・民國十一年刊）。

第三表　長河來氏輩行字表

	大房																												
（南宋）	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
（元）	美	曾	魯	榮	正	員	□	□	□	□	軒	遠	元	會	明	鑾	恆*	德	聘	豫	縉	受	中	瑄	閏	餘	成	歲	
（明）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
（清）																													
（清中期）																						萃	充	敦					
（民國）																								盈	仰				

													二房									
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

四房	三房																					
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

												五房										
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

| | | |

第四表　長河來氏祭田會計表　（＊印は積算値と一致しないもの）

		田畝（畝）	租米（石）	米價（兩／石）	租米折銀（兩）	祭祀費 祠祭費（兩）	老人費（兩）	報功費（兩）	始祖墳祭費（兩）	二世以下祖墳祭費（兩）	燈祭費（兩）
第一期	康熙22	105.2									
	23	104.5	73.7	0.90	66.3	3.7					
	24	105.5	88.3	0.85	75.0	1.1					
	25	107.7	77.2	0.90	＊73.3	0.6					
	26	106.9	89.3	0.90	＊80.0	0.6					
	27	117.0	99.0	0.80	79.2	0.6					
	28	120.9	85.7	0.94	80.0	1.5					
	29	128.0	97.3	0.90	87.5	0.6					
	30	121.7	100.4	0.85	85.3	0.6					
	31	128.8	103.0	0.80	82.4	0.6					
	32	136.8	86.2	1.20	＊86.2	0.7					
	33	144.9	88.0	0.75	＊73.5	0.7					
	34	〃	99.8	0.75	74.9	0.7					
	35	146.4	126.5	0.75	94.9	4.7					
	36	157.4	109.8	0.88	96.6	4.7					
	37	164.9	133.8	0.85	113.7	4.7					
第二期	38	150.7	94.4	0.85	80.2	4.7					1.0
	39	154.6	119.1	0.83	98.9	4.5					1.0
	40	152.8	122.5	0.73	89.4	4.5					1.0
	41	157.3	126.0	0.73	92.0	4.5					1.0
	42	165.2	119.8	0.90	＊110.2	4.5					1.0
	43	〃	118.4	0.95	112.5	4.5					1.0
	44	〃	123.1	1.05	＊135.1	4.5					3.3
	45	171.2	140.6	1.02	143.4	4.5					2.0
	46	173.2	123.8	1.30	161.0	4.5					2.0
	47	〃	132.6	1.40	185.7	4.5					2.0
	48	〃	116.7	1.32	154.1	4.8					2.0

	49	183.4	129.2	1.02	131.7	4.8					2.0
	50	〃	143.2	0.82	117.4	4.8					2.0
	51	191.8	151.7	0.80	121.4	4.8					2.0
	52	193.2	150.0	1.03	154.4	4.8					3.0
	53	194.4	106.4	1.10	117.0	4.8					3.0
	54	〃	149.5	0.85	127.1	4.8					3.0
	55	198.9	149.7	1.50	224.5	4.8					3.0
	56	202.1	154.1	0.85	131.0	4.8					3.0
	57	205.1	156.2	0.76	118.7	4.8					3.0
	58	〃	131.3	1.00	131.3	4.8					3.0
	59	204.6	148.8	0.95	141.4	4.8					3.0
	60	〃	124.1	1.30	161.3	4.8					3.0
	61	〃	129.8	1.10	142.8	4.8					3.0
	雍正 1	〃	125.9	1.20	151.1	4.8					3.0
	2	〃	119.6	1.30	155.5	4.8					3.0
	3	208.8	117.0	1.00	117.0	4.8					3.0
第三期	4	〃	78.6	1.10	86.4	4.8			11.0		3.0
	5	〃	147.9	1.15	170.1	5.1			11.0		3.0
	6	210.1	152.4	1.00	152.4	5.1			11.0		3.0
	7	〃	141.8	0.85	120.5	5.1			11.0		3.0
	8	212.8	136.1	1.00	136.1	5.1			11.0		3.0
	9	214.8	143.8	1.20	172.6	5.1			11.0		3.0
	10	217.8	135.1	1.40	189.1	5.1			11.0		3.0
	11	〃	164.0	1.20	196.8	5.1			11.0		3.0
	12	219.1	168.2	0.90	151.4	5.1			11.0		3.0
	13	222.5	159.0	0.86	136.7	6.1			11.0		3.0
	乾隆 1	220.3	172.4	0.80	137.9	6.1			11.0		5.5
	2	〃	158.0	0.92	145.4	6.1			11.0		5.0
	3	〃	130.3	1.20	156.4	6.1			11.0		5.0
	4	〃	174.9	1.05	183.6	6.6			11.0		6.0

	5	〃	178.9	1.00	178.9	7.0			11.0		6.0
	6	〃	167.7	1.10	184.5	7.0			11.0		7.0
	7	〃	168.4	1.25	210.6	7.0			15.0		7.0
	8	〃	169.6	1.30	220.5	7.0			15.0		7.0
	9	〃	151.3	1.05	158.8	7.0			15.5		7.0
	10	〃	187.7	1.00	187.7	7.0			15.0		7.0
	11	238.0	194.9	1.10	214.4	12.0			15.0		7.0
	12	242.1	166.7	1.50	250.0	7.0			15.0		7.0
	13	〃	189.9	1.60	303.8	7.0			15.0		7.0
	14	243.3	191.9	1.40	268.7	7.0			15.0		7.0
第四期	15	〃	195.7	1.30	254.5	7.0	2.6		15.0		7.0
	16	〃	141.2	2.10	296.5	7.0	4.8		15.0		7.0
	17	〃	161.9	1.40	226.6	7.0	5.5		15.0		7.0
	18	〃	177.3	1.30	230.5	7.0	4.3		15.0		7.0
	19	〃	180.8	1.20	217.0	7.0	4.8		15.0		7.0
	20	243.9	85.7	2.20	188.4	7.0	4.4		15.0		7.0
	21	〃	188.4	1.60	301.5	7.0	5.0		15.0		7.0
	22	〃	189.2	1.30	245.9	7.0	4.7		15.0		7.0
	23	〃	174.0	1.40	243.6	7.0	3.8		15.0		7.0
第五期	24	254.8	125.8	1.90	239.0	7.0	3.6	2.0	15.0		7.0
	25	273.2	224.7	1.30	292.1	7.0	4.3	3.6	15.0		7.0
	26	〃	204.9	1.50	307.4	7.0	4.2	3.6	15.0		7.0
	27	〃	188.2	1.60	301.1	7.0	4.3	3.6	15.0		7.0
	28	〃	219.5	1.40	307.3	7.0	4.5	3.6	15.0		7.0
	29	271.6	198.0	1.60	316.8	7.0	4.3	3.6	15.0		7.0
	30	〃	158.4	1.95	308.8	7.0	3.8	3.6	20.0		5.0
	31	〃	199.5	1.70	339.2	7.0	4.0	3.6	20.0		6.0
	32	〃	197.7	1.70	336.0	7.0	4.0	3.6	25.0		6.0
	33	275.9	238.8	1.85	441.7	7.0	4.5	3.6	25.0		5.7
	34	〃	213.9	2.10	449.3	7.0	4.2	7.0	25.0		6.6

	35	〃	?	2.10	?	7.0	5.2	7.0	25.0		8.7
	36	〃	?	1.80	?	7.0	5.6	6.5	25.0		6.7
	37	〃	?	1.30	?	7.0	4.5	6.3	25.0		6.9
	38	280.9	?	1.32	?	7.0	4.8	6.9	25.0		6.4
	39	〃	?	2.00	?	7.0	5.4	7.0	25.0		7.0
	40	〃	?	2.20	?	7.0	5.8	7.5	25.0		5.3
	41	〃	?	1.57	?	7.0	5.3	7.3	30.0		6.5
	42	〃	228.6	1.45	331.5	7.0	4.2	7.5	30.0		7.6
	43	〃	208.9	2.00	417.7	7.0	3.4	7.0	30.0		5.5
	44	〃	218.2	2.10	458.2	7.0	7.0	8.0	30.0		6.9
	45	〃	199.9	1.90	379.9	7.0	3.8	8.0	30.0		7.4
	46	〃	220.0	2.30	506.4	7.0	3.5	7.5	34.5		9.1
	47	289.6	209.2	2.00	418.3	7.0	3.7	7.8	37.3		5.6
第六期	48	〃	190.9	1.90	362.7	7.0	3.7	8.0	44.0	30.1	4.4
	49	〃	228.0	2.05	467.5	7.0	3.0	8.0	43.9	30.0	5.9
	50	〃	199.1	3.50	697.0	7.0	3.4	8.8	44.0	30.0	5.0
	51	292.6	200.8	3.50	702.9	7.0	3.9	10.7	49.9	33.8	6.5
	52	〃	232.9	2.10	489.0	7.0	6.2	10.8	50.5	34.4	5.1
	53	〃	222.3	2.10	466.7	7.0	8.6	10.4	49.5	34.4	4.3
	54	〃	219.7	2.00	439.4	7.0	7.0	10.0	50.0	34.4	4.9
	55	〃	215.4	2.00	430.8	7.0	8.2	11.0	50.0	35.2	7.3
	56	〃	223.8	2.20	492.4	7.0	9.6	10.3	50.0	35.0	7.3
	57	〃	211.6	2.50	529.0	7.0	10.6	9.5	50.0	35.0	4.7
	58	〃	211.6	3.30	698.3	7.0	9.2	10.0	50.0	40.0	5.1
	59	〃	208.9	3.50	731.0	7.0	10.1	10.0	50.0	40.0	6.2
	60	〃	217.2	2.70	586.5	7.0	9.7	11.5	50.0	40.0	5.4
	嘉慶 1	〃	227.5	2.20	500.5	7.0	7.7	11.0	50.0	40.0	5.0
	2	〃	224.4	2.75	617.0	7.0	8.3	10.8	50.0	40.0	8.2
	3	〃	213.5	2.18	465.3	7.0	9.1	9.8	50.0	40.0	9.1
	4	〃	214.8	1.85	397.4	7.0	8.9	10.8	50.0	40.0	11.0
	5	〃	211.2	2.85	601.8	7.0	8.3	11.5	50.0	40.0	8.6
	6	〃	207.6	2.62	543.9	7.0	9.3	11.8	50.0	40.0	11.2
	7	〃	215.0	2.60	559.1	7.0	9.0	11.4	50.0	40.0	15.9

以下、本表により各期の特徴を分析する。

㈠第一期（自康熙二十六年至康熙三十七年）

康熙二十二年、第四房出身の進士集之（聰十五）の提唱により所有田百畝の者には銀十兩、十畝の者には銀一兩の醵金を割當て、資金百兩を調達して祭田百五畝を設定、毎年これから上る租米折銀收入により田土を買い増して十五年間に田土を一六四畝に増やした。

この間、祭祀は極めて質素に抑え、毎年春秋二季の祠祭に僅かな祭品を買う祠祭費・七錢程度を支出しているにとどまる。

㈡第二期（自康熙三十八年至雍正三年）

この期では、收入が充實し米價も安定していたため、若干、祭祀費をふやしている。祠祭祭品を四兩八錢に上げる一方、新たに元宵の燈祭費の支出を認め、これも當初の一兩から三兩まで上げている。元宵には祠堂に燭をともす費用がかかり、またこの日に新舊幹事（値年）の交替のための宴席が開かれるので、その酒席費の支出を認めている。しかし、全體として收入の伸びの割りには、祭祀費は控え目であると言えよう。

㈢第三期（自雍正四年至乾隆十四年）

この期には、田土が當初の二倍半、租米收入は三倍にふえ、しかも米價・物價は安定していたから、財政は極めて豊かになった。この財力を背景に始祖の墳地を整備し、墳祭（おそらく秋祭）を開始している。墳祭の費用も當初から十一兩の高額を計上し、これものちに十五兩に上げ、相當に力を入れて墳祭の擴大充實に努めたことがわかる。祠祭や燈祭につい

てもかなり増額し、特に燈祭の充實をはかっている。

㈣第四期（自乾隆十五年至乾隆二十三年）

この期間、田土は増加していないが、米價が上昇し、銀收入は増加している。物價の上昇を考慮したためか、春秋祠祭の時、老人に胙を分配する制度を創設し、その金額を計上している。墳祭費・燈祭費は増額していないが、胙費を通して祭祀膨脹の兆を宿す。

㈤第五期（自乾隆二十四年至乾隆四十七年）

この期に入って、再び田土を増やし、三〇〇畝に近づく。一方、米價が上昇し、銀收入は四百兩に達して、財産は充分な餘力をもつに至る。この財力を背景に過去、田土を祠産に寄附した者の子孫に「報功胙」を分與することとした。當初は老人胙より低額である。だが、その後、老人胙を上回り、八兩に達する。これは老人胙と共に祠祭を充實させる結果となっている。また前々期以來、七兩で固定されてきた燈祭費は、實費による支出方式に變更したらしく、時々七兩を越える増勢を示す。また、同じく十五兩に固定されていた墳祭費も物價上昇のためか、二十五兩・三十兩と上昇し、實質的には物價上昇を上回る増額となり、祭祀の規模が擴大していることが窺われる。全體として、この期から祭祀全體が急速に華美になって行く傾向が顯著である。（乾隆三十五年至四十一年の租米額は記載不備。）

㈥第六期（自乾隆四十八年至嘉慶七年）

この期までに田畝はピークに達し、米價の上昇もあって、銀收入は五百兩に達する。この期の初めに從來放置されていた二世祖以下七世祖（蕭山六房の祖潭居公）までの墳地を整備し、これに伴なって墳祭も從來の始祖墳祭に加えて二世祖以

下墳祭を創始し、両者の合計費用は九十兩に達する。この他の費用も祠祭の七兩が固定されている外は、老人胙・報功胙・燈祭の諸費用も漸増し、祭祀費全體は百三十兩にも達する。祭祀のスケールは極めて大きなものになったと言える。

以上、通觀するに、この一族の祭祀は、乾隆十五年に始まる第四期から以降、急速に擴大している。この期間は、輩行字の分裂が激しい第20〜22世に當たり、從って、一方では輩行の分裂の續く中で祭祀を擴大して宗族の統一をはかっていたと言えよう。ただし、この時期の祭祀に演劇が含まれていたか否かについては明文の徵すべきものがなく、直接には確認できない。元來、この一族は北方系の保守的な祭祀觀念が強く（中元節を排除している）、演劇は餘り歡迎しなかったらしく、第一期の祭祀規定である〈出入執掌〉（同上家譜第十八册）では、演劇について次のように述べている。

糧差と田を置くを除くの外、必ず義田に涉る者にして方て正項を動支するを許す。益なきに浪りに用うるを得ず。燈を放ち戲を演ずること、及び神祠佛宇を繕葺するが如きの類なり。亦た他の費に移充するを得ず。橋道を修改すること、風水を改造すること、及び族中の官事の如きの類なり。如し倡議ありとも、事に任ずる者は例に執りてこれを拒め。

卽ち、族內において「燈を放ち戲を演ずる」ことがあっても、その費用は祭田からは負擔しない旨を明記しているわけである。しかし、これは財政基盤の弱かった第一期の祭祀規定であり、當時でも族內から「演戲費支出」の倡議が起り易かったように記されているから、財政の豐かになった第四期以降は、演劇費を祭田から支出して行く方向に動いた可能性が強い。前述の單氏や曹氏の例でみると、「燈を放ち戲を演ずる」とは「墳祭」の場面で起きている可能性が強く、來氏の場合、この墳祭費は第五期以降急增し、第六期には九十兩にも達しているのであるから、この中に演劇費が含まれていたと思われる。特に近鄰の單氏・曹氏が墳祭に演劇を上演している以上、風俗的にもその影響を受け易かった筈であり、これらを綜合すると、輩行字の分裂を克服して分派の統一をはかるための宗祠祭祀として、第六期以降、墳祭、又は燈祭

に演劇が導入されていたものと推定する。

四　唐里陳氏の輩行字編成と宗祠演劇

次に、右の單氏・曹氏・來氏の居住區域の南東に鄰接し、蕭山縣城の東南に居を占める唐里陳氏の場合を見る（地圖）。この一族は故地の河南から南下して一旦、浙江・金華府東陽縣に入り、南宋の初め、第28世守迎公（輩行は樂、序にこの系統を示す）の代に蕭山に移ったという。『唐里陳氏宗譜』（宣統元年刊）は清末第24世までしか記錄していないが、民國初期に第27・28世になる計算となり、大約、前述の西河單氏と同程度の沿革を有するものと見られる。ただ、その輩行字は元末・明初の第6〜9世のところで分岐が甚だしく、加えてこの族譜の輩行字記載は甚だ不完全で各輩行字系列を縱に清末までたどることが非常に六つかしい。明末第16世以前に分岐した各輩行系列の多くは後嗣を缺いたか、他鄕に移徙したりしたためか輩行字を途切らせており、清初第17世以降、清末までつながるのは十一派にすぎない。この十一房支についても明中期から末期にかけての第13〜16世の輩行字記載に缺落が多く、また清末第22世以降は全く記されていない。このように資料自體が不完全なのであるが、一應、族譜の記載上、判明する限りでの輩行字を示すと、次表第五表の通りである。

第五表　唐里陳氏輩行字表

顯八房	顯二房	顯十房	顯五房		顯四房		後顧房	東河房		前顧房													
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	元	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	明	〃	辛	端	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	寶	〃	壽	關	道	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	演	〃	宣	〃	滿	聰	富	〃
〃	性	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	允	〃	和	員	尚	×	淨	善
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	旻	玉	〃	宗	擧	〃	□	福	志		安	×
〃	〃	〃	〃	〃	〃	顯	□	□	□	□	□	汝	×		〃	正	餘	晃	×	×		×	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	章	□	□	□	□	□	×			×	×	×	貴					
□	□	□	〃	〃	〃	□	□	□	□	□	文							文					
□	□	□	〃	〃	〃	□	□	□	□	□	仁							仁					
□	□	□	〃	〃	〃	□	□	□	□	□	茂							英					
□	□	□	〃	〃	〃	孟	□	〃	正	福	×							×					
□	□	□	科	乾	〃	春	□	〃	元	考													
□	□	□	任	祥	〃	仲	□	順	榮	□													
□	□	□	曾	成	〃	魁	□	〃	華	德													
□	□	□	〃	嘉	元	長	□	□	□	□													
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□													
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□													
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□													
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□													
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□													

系列不明の輩行字	西宅房	後唐房	願大房
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	〃	〃	文
	〃	〃	景
	〃	〃	仁
	〃	〃	×
	學	〃	〃
	本	〃	〃
	×	恭	〃
	〃	禮	〃
	〃	□	〃
	明	□	成
	勝	□	榮
	良	□	進
	盛	□	×
	〃	□	×
	震	□	〃
	禮	□	〃
	×	□	〃
	〃	□	餘
	〃	□	賢
	祚	□	福
	華	□	〃
	×	□	〃
	〃	□	〃
	丙	□	〃
	祥	□	〃
	仲	□	〃
	×	□	〃
	〃	□	〃
	〃	□	〃
	〃

＊印は舊輩行字、序の表參照。
□は族譜に輩行字記載なきもの。
×印は以下の輩行字系列が絶えていると見られるもの。

さて、この表から見る限り、この一族は早くから輩行字を分岐させており、これを統一しようとする動きを殆んど示していないように見える。近代まで子孫が續いている十一房のうち、前顧・東河・顯四・顯五・後唐・西宅の六房が第17～21世の輩行字を傳えるが、輩行字系列相互の關連も認められず、統一の方向にあるとは思われない。他の五房は輩行字不明（記載なし）であるが、おそらく各房獨立の分裂狀況にあると見られる。第22世以下は、右の六房を含めてすべての房に亙り、全く輩行字を示さないが、おそらくバラ〳〵のまま推移していると見る。族譜の編纂者が最も調べ易い近時の世代について全く輩行字を記さないのは、輩行字の組織上の意義を重視していない證據であり、それほどまでに分裂がひどかったと見るべきであろう。

しからば、陳氏の場合、何によって一族の統合意識を培養したのであろうか。ここでも我々はやはり祭祀及び演劇の重要性に注目せざるを得ない。即ちこの一族では、右の十一房支のうち、東河・顯二・顯四・顯五・後唐・西宅の六房が宗祠祭祀の組織を結成し、この祭祀組織が宗族の統合の中心として機能していた（このうち顯二房を除く五房は比較的、輩行字の記載が備わっており、族譜の編成自體、この六房を中心に行なわれたことがわかる）。その祭祀の狀況は「六房年規祭祀」（同上家譜卷三）に詳しいが、そこでは演劇が非常に重視されている。以下、その狀況を檢討してみる。

先ず、元宵祭祀とその演劇についての規定を見る。次の通りである。

六房は次を俟ちて輪〔番〕にて年規〔の祭祀〕に値たる。如し顯二房、新正にて戲を演ずるの日の上午に於いて神牌を送らば、則ち東河房、是の日において單檐の駁船二隻を備う務し。

一船には吹手六名・炮手一名を用い、三牲・福物・素食・酒飯・香燭・紙寶・火炮・刀・鹽・血・水果等を備え、

以って廟内にて神を敬するに便ならしめよ。

一船には、太尉と土地神の禡・兩尊を設け、船内には椅披・椅墊・五〔司〕事の香案・圍傘・蓮茶・果盒を用いよ。

房内の司事は、衣冠を肅整し、隨いて濱浦の社廟に往き、顯二房の同日に廟に送到したる神牌一座を迎接し、〔家廟内〕本房の香火堂上に安頓せよ。

是の年の下冬にて先きに公産の一半の祖〔租〕額を收め、後に除夕に至らば、家廟内において羮飯三席を做り、錠三千を焚き、大門燈一盞・門神禡一副を備えよ。

元旦に至らば、恭しみて香燭を〔家廟の〕三堂（内陣が三つに區切られていたらしい）に點ぜよ。上燈（燈を始めてつける）と落燈（燈を消す）の日には、各々羮飯三席を做り、錠を焚くこと毎席五百文に限定す。

元宵の内にて班を訂し戲を演ずること、日夜兩臺とす。日には太尉と土地を敬し、夜には各房の五聖を敬す。三牲・福物・酒飯・筷盞・水果・香燭・紙寶・火燭・素食・刀鹽血等は、俱に全堂に用う。

是れを「新年戲」と謂う。神牌を社廟に送るも均しく先年に牌を接するの款式に照らす。

これによると、前年の當番を果した房が前年來、保管していた村内各處の土地神群の神名を列記した神牌を、社廟（濱浦廟）に送り込む。本年の當番を務める房は、濱浦廟の主神たる太尉（三世祖安實が神となったもの）とその陪神たる土地神の禡（紙に神名を書いた神位か）及び祭品を、用意した二隻の船にのせて社廟に運び、そこで祭祀を行なったのち太尉・土地の禡と、神牌だけを家廟に持ち歸り、家廟内の自房祖先の神龕に奉迎する。正月十三日頃の上燈日から點燈して連日奉祀し、十七日頃の落燈日まで續ける。(4) 正月十五日の元宵の日がクライマックスで、この日は晝と夜の二回にわたり、家廟で演劇を奉獻する。晝は太尉、その配神たる土地神及び神牌上の村神群に奉獻し、夜は家廟堂上の祖先靈位に奉獻する。前者は陽神、後者は陰靈という關係で、日と夜を配したものであろう。また陰靈のために紙錢を焚くと共に太尉・土地の陽

神の賜福を祈って爆竹を多く放燃している。これは外神（土地神）と内神（祖先神）の雙方を同時に祈る元宵祭祀獨特の形を示している。

次に清明墳祭の祭祀規定を見る。次の通りである。

是の年の清明、應に家廟内に於いて班を訂して戲を演ずべし。日夜、兩臺とす。日には全堂の衆神を敬し、三牲・福物を用い、一席に紙寶十二副・火炮十枚を焚く。夜には歴祖を敬す。八葷二素を用う。三堂各一席とし、錠を焚くこと四千とす。三堂は各々一千を焚き、其の餘の一千は起彬房〔家廟内〕に於いて焚き、聊さか善後を爲す。

凡そ族内の擧〔人〕・監〔生〕・生員及び六十に登れる者は、一體に祭に與かりて會飲せよ。

是れを「清明戲の衣冠會」と謂う。然れども亦た日期に拘らず、總べて清明の前を以って準と爲す。

この清明の演劇も家廟に土地神群の神位を奉迎して演じたに相違ない。墳祭であるため紙錢を多く焚いているが、特に起彬房で焚くのは後嗣を缺いた祖先靈位を附薦として祀るためと見られる。

次に十月の祖先祭祀（祠祭）においても家廟で演劇を奉獻し、これを「花臺戲」と呼んでいる。條規は次の如く記す。

是の年、期を十月朔に定め、班を訂し、綵臺にて戲を演ず。日夜、兩臺とす。日には衆神を敬し、全堂の神禡・紙寶・三牲・福物の一席を用う。火炮は十枚とす。

夜には歴祖を敬し、八葷二素の三席を用う。堂毎に一席を設く。毎席、錠一千・火炮十枚を焚く。

中堂には須らく大いに席面を擺し、燈を懸け綵を布くべし。綵匾一塊、簷燈八盞とす。前廊は、小四柱燈八盞とす。内の三堂は、大四柱燈各四盞・主燈各一盞とす。兩廂には簷燈各四盞とす。

綵臺の上に至りては、簷燈八盞・燈對一副・綵壽字一箇・綵匾大小四塊を用う。進出（入退場）の綵門には〔一〕對の綵鳳の雙つながら飛ぶを成る。兩邊の照屋には各々紅紗燈各兩盞を懸く。

是れを「十月朝の花臺戲」と謂う。

この十月朔の祖先祭祀は浙東地方に盛んなもので、冬至節の祖先祭祀の系統に入る冬祭である。主として宗祠の祖先霊位に演劇を獻げているが、土地神等の陽神群にも日中に演劇を奉獻している。花臺は非常に派手なもので、この祭祀演劇が特に重視されていたことがわかる。

以上のごとく、この陳氏一族では、元宵・清明・冬祭の年三回の祖先祭祀にいずれも晝夜二回の演劇を上演していることになる。輩行字の分裂を統合できず、やゝもすれば擴散しがちなこの一族としては、六房の輪番による祖先祭祀とその演劇が宗族組織を維持する上で極めて重要な役割を演じていたものと推定される。

五　宗祠演劇の劇團と演目の特質

以上、蕭山縣城附郭の地に宋代以來、定着してきた四つの有力宗族について、いずれも宗祠における祀祖演劇が宗族組織の擴大、分派の統合の上で重要な機能を果していたことを概觀した。しからば、これらの宗祠の演劇においては、いかなる種類の劇團によっていかなる種類の演劇が演ぜられていたであろうか。これは浙東全體の地方演劇の狀況を視野に入れて檢討すべき問題で、紙幅既に盡きた本稿では突っ込んだ分析はできないが、一應、三つの特徴を指摘しておく。

先ず第一の特徴としては、宗祠演劇に招かれる劇團は、地域内の上級一流の戲班に限られていたという點を指摘したい。これについては、さきにあげた單氏の墳祭の場合に「上等の名班を擇び……」とあり、また曹氏の墳祭の場合にも「例として名班を定め……」とある點からみて、容易に看取し得る。この地域の劇團に「上等班」・「名班」と、中級班、下級班のランクがあったことは、明末、張岱の『陶庵夢憶』〈嚴助廟〉の條の次の記事にも現われている。

（元宵十五日……）夜、廟に在りて劇を演ず。梨園は必ず越中の「上三班」或は武林より雇える者を倩（もち）う。纏頭は日に數萬錢なり。

ここでは明らかに「越」卽ち浙東に上等三班・中等三班・下等三班のランクが併存していたことが窺われる。この越中

の上三班は、浙西の杭州班と對比されている文脈からみて、紹興府の戲班を指すものであろう。浙東の各地で紹興班を「名班」と見ていたことについては、例えば清末の紹興府新昌縣の場合に城隍廟での演劇に縉紳層が地元の劇團を避けて遠方から紹興府の「名班」を招いていたという事實からも推定し得る。光緒十七年の新昌縣知縣朶如正の「重修城隍廟碑記」（民國八年印『新昌縣志』卷五）の次の記事がこれである。

（廟の祭祀は）城〔內〕を六堡に分け、六堡の紳士、輪年にて管値し、週りて復た始む……毎年の賽神には必ず紹郡の名班を訂せるも、戲値昂貴し、夫の往還接送の程費と與に耗費鮮なからず。議して大東堡より始め、嵊班を用うるに改む。

嵊班とは鄰接の嵊縣の土腔（的篤戲：のちの越劇）を指す。(5) これに對して紹興班は「名班」として尊重されていることがわかる。

ところで、この紹興府の名班とは、具體的にはこの地區に明初以來、北方から流寓し定着した「墮民」俳優を指す。(6) 彼らは北方系の亂彈劇を傳承していたから、その一部は「文亂談」とも呼ばれていた。(7) その音樂は北方系で、演唱は北方正音によっていたから、浙東の鄉民には理解しにくかったが、官話（北方正音）に通じていた縉紳層は、これを中原文化の正統を傳えるものとして尊重したのである。宗祠演劇に登場する「名班」とは、このような縉紳好みの北方正音劇團であり、方言土腔の本地系下級班は一切排除されていたのである。

次に第二の特徴として、宗祠で演ぜられた演劇は、吉慶劇などの儀禮的な演目を主としていたことに注目したい。宗祠で重用された紹興班の墮民俳優は、嗩吶の吹唱と鑼鼓の打奏による「吹唱」を得意とし、宗祠ではこの「吹唱」を背景として北方正音の「亂彈」を演じたらしい。例えば、上述の四つの宗族に鄰接して蕭山縣東境附郭に居を占める史氏一族（地圖）では、嘉慶二十四年の「祭規」（光緒十八年『蕭山史氏續修宗譜』卷二〇）において、次のように記している。

正月十四日、宗祠にて「吹唱」六名、戲を唱うこと一夜とす。並びに「吹唱」に點心を給す。

正月十五夜、「鼓樂」六名を用い、祠において戲を唱せしむ。

ここで「吹唱」・「鼓樂」は墮民を指すが、僅か六名であり、おそらく粉墨登場ではなく、平服による清唱であったと見られる。その内容は簡單な吉慶演目を中心としていたらしく、例えば同じく蕭山縣城東方、錢清鎭の東、新田に居を占める施氏一族（地圖）の〈祭儀〉（光緒二十六年刊『新田施氏宗譜』第二本）には、この「吹唱」の演目について次のように記す。

儀注內の奏樂は、乃ち是れ古禮の侑生の歌舞樂章なり。今、樂工に命じて福祿壽喜の劇を撮擧し、吹唱にてこれに代えしめ、以って我が歷祖を衎ましむるの意を申ぶ。

ここでは明らかに「福祿壽喜」の演目が示されている。樂工、卽ち墮民の演唱する吉慶戲であるから北方亂彈系を主とする演出であったが、清末の墮民は南方の雅曲「崑曲」にも習熟していたから、崑曲系の吉慶戲をも併演した可能性が強い。(8)

次に、第三の特徵として、宗祠では華美な風情劇や武劇などを避けて忠孝節義を鼓吹する保守的な家庭劇（文戲）を奬勵する傾向にあったという點をあげなくてはならない。例えば、さきにあげた新田施氏の〈祭儀〉では、さきに引用した部分に續いて次のような規定を記している。

夫の春秋、燈節の演戲の若きは、浮靡にして實を失ない、且つ擾攘たるを免れず。「誠敬の道」、並びに此に繫らず。嗣後、族に喜慶の大事あらば、本家、或は公堂にて優觴を聽せば、則ち可なり。閒常に餘羨あるに因りて、意に率せて哄戲するを得ず。

ここに見るように、宗族としては、春秋二季祠祭や元宵燈節において宗祠で行なわれる演劇が「浮靡にして實を失なう」ことを警戒し、財政の餘裕があるからと言って、「意に率せて哄戲（浮華な演劇）を行なってはならない」と規定しているのである。このような態度からして、宗祠では當然のことながら、忠孝節義の保守的演目が歡迎された。例えば、蕭

山縣の鄰縣諸暨縣の場合、宣統三年刊『諸暨縣志』卷一七〈風俗〉の條に次のように記している。

社日、大家の宗祠は必ず祖を祭る。祭り畢らば、則ち宴す。齒に序ぎて坐を列らね、貴顯と雖も杖者に先んぜず。祠廟の社戲は、多く『琵琶記』を演ず。陸游の詩に「村に沿いて〝蔡中郎〟を唱うを聽く」とあり。蓋し宋の時より已に然りしならん。

ここでは、社日卽ち春秋二祭に宗祠で祖先を祭り、父老を集めて宴飲し、併せて宗祠や社廟に演劇を獻ずる風俗を記しているが、その演目として『琵琶記』が多いことを特筆している。これを宋代以來の傳統と言っているが、『琵琶記』は趙五娘の苦節の物語であり、宗族秩序を支える主婦の犧牲的獻身をたたえ、族內の婦女に婦德を奬勵する意味をもっていた。この他にも同類の節婦讚美劇として、『荆釵記』・『白兎記』・『拜月亭記』・『殺狗記』など、〝四大傳奇〟と通稱される一連の作品群があり、これらが宗祠の演劇として尊重されたものと推定される。

以上、宗祠演劇の特徵を述べたが、この種の保守的演目を演ずる「名班」を雇うに必要な戲價と、宗族としてこれを常時、負擔するために備えた祭田（戲田）について附言しておく。先ず、清代の蕭山縣城近傍の戲價を傳える資料としては、前述の新田施氏の北方に居を占める長巷沈氏（地圖參照）の乾隆六年の〈宗約〉（道光二十一年刊『蕭山長巷沈氏續修宗譜』卷三四）の次の記事が參考となる。

議するに、蕺山にて每年領する所の折酒の錢文は、春秋二祭にて共に錢十三千五百文を領し、攜え歸りて戲を演ず。惟だ蕺山の祠は〔近ごろ〕、租錢三千五百〔文〕の費を加えたれば、領せる所の折酒錢の內を將ちて扣除すべし。餘剩の錢十千文は、値年の家にて存し、秋祭の日に於いて宗祠の前にて戲兩臺を演じ、宗正の事に歸せず。或は戲班略好く、戲錢敷からずして値年の家にて理値し得ざれば、祠內に向かいて公項を開銷せよ。亦た聊且に責を塞ぐを得ず。戲價、十千の數に滿たざれば、議して罰す。

これによると、この一族では每年、紹興府城內の蕺山から酒席費（折酒錢）の分配を受け、これを持ち歸って秋祭の日

に宗祠で晝夜二回の演劇を奉じていたが、必ず戯價十千文以上の「名班」を雇うべきものとし、これ以下の戯班（中下流）を雇った場合には値年を罰するとしている。この長巷沈氏に鄰接する大義村汪氏（地圖參照）の汪輝祖が記した『病榻夢痕錄』によると「（自分の）十餘歳の時（乾隆五～七年）、米價は斗ごとに九十或は百文なりき」(9)とあり（米一石當りでは九〇〇文から一千文となる）、前掲第四表の來氏の會計簿では、乾隆五～七年の米價は一石當り一～一・二五兩であるから、當時の錢十千文は米一〇～一一石、銀一〇～一二・五兩に當る（錢一千文は銀七錢二厘～一兩）。從って、宗族としては演劇費として、米十石以上を確保する必要があった。實際には、前述の西河單氏の祭田は戯費の四割を負擔する老墳會だけでも二〇・五四六畝（租米收入二〇・六石）を擁する。年一回の墳祭の演劇費を負擔して充分に餘裕を殘す財力である。又、唐里陳氏は宗祠祭田二八・一三二畝（租米收入二八・七石）を有し、これで元宵・清明・冬祭の三回の演劇を支えるとして、一應、收支をつぐない得る財力と言えよう。また長河來氏は祭田約三〇〇畝（租米一二〇石）を擁し、演劇を伴なうものと見られる墳祭への投下費だけでも銀九〇兩（米四五石相當）に達する。二つに分けた墳祭にそれぞれ演劇を行なったとして、計二〇兩分を要したとしても充分に支え得る財力である。

以上、各宗族とも名班の選定、演目の統制、祭田の設定、何れも同じ傾向を示す。この點からも浙東宗族がこの宗祠演劇に組織統制上、重要な位置を與えていたことが明らかであろう。

六　結　語

元來、宗族がその居住する鄕村の演劇に參加し、これを支えることは通常の鄕村慣行に屬することで、どの地域にも廣く見られることであるが、宗族の宗祠における祖先祭祀にまで演劇が上演されるのは江南に特有のことである。この傾向は民國時代にも引き繼がれていて、例えば一九三〇年代の浙東風俗を窺わせる謝德耀「紹興的戯劇」（『民衆教育』第五卷第四・五期。一九三七）の次の記事にも現われている。

紹興の演劇期間は、偶然に演ぜられる「神恩」に謝する「願ほどき」の演劇や神誕演劇の外は、大部分、農暦正月・九月・三月・六月の四箇月に集中している。

正月は初三日より始まる。各郷村は輪番で「祀神戯」を演ずる。長くても五・六日、短かくて一日である。正月にはまた「燈臺戯」（「等舅戯」とも呼ぶ）があり、神や祖先を祀る目的のほか、親戚朋友を招待する目的をも兼ねている。

三月の「社戯」と、九月の「花臺戯」とは、すべて祖先を祀るもので、演劇の場所は郷民の宗祠である。

六月は「目連戯」と「大戯」が多い。

ここに見るように、正月の「燈臺戯」は「舅を招待し」、祖先を祀る宗族中心の演劇である。また三月の「社戯」、九月の「花臺戯」もいずれも宗祠で演ぜられるという。「花臺戯」が宗祠の演劇であることは前述の陳氏の例から明らかであるが、本來、郷村の社廟の演劇である筈の「社戯」までが宗祠で行なわれるというのは驚くべきことである。おそらく社戯の時期に宗祠でも祀祖の演劇が行われ、宗祠演劇の方が規模が大きくなり主客轉倒に至ったということであろう。

しからば、浙東地方におけるこのような宗祠演劇の盛行の社會的背景をどのように考えるべきであろうか。その背景としては、この地域の地主宗族が明末清初以來、廣範な地域に分散する田土を個別的に購入集積して巨大地主に成長する過程で、個々に取得して分散している田土を不在地主として維持支配して行く必要上（特に佃戸に對する收租を貫徹する必要上）、自らの宗族の分派の居住地を結ぶ在地據點のネットワークを強化する必要に迫られ、そのため宗祠祭祀を擴大する方向に動いて行ったという事情を考えることができるように思われる。大地主にとっては、自己の宗族が巨大であれば、たとえ個々の所有地の村落レベルで影響力が低下しても地域全體のレベルではなお在地權力を維持し得るからである。江南先進地域の大地主は、分散した田土の集中管理、收租、或は租米の換銀の便のため郷村から城鎮に移徙し、官兵によって守られた城鎮内の櫃房や租棧に租米を蓄え、また佃戸からの收租に當っても府縣の官差に依存するようになるといわれ

ているが、(10) そのような國家權力依存の狀況になる前に、鄉村各地に散在する同族分派のネットワークを強化し、大宗族の名において在地權力を或る程度、維持しようと努めたと見るべきである。所有地が分散し、村落單位でみると、照田科派の原則で少額の共同體經費（水利・祈雨・捕蝗等費）を收めるにすぎない不在地主としての局面がふえていく狀況におかれた大地主層にとって、各地に點在する同族據點の閒のつながりを再編成することによって、個別村域を超えた廣い範圍（例えば、圖・都など）での在地權力を維持しようとしたのであり、輩行字の統一による分派の統合、宗祠祭祀の擴大、宗祠演劇の導入なども、このための努力の一環であったと思われる。國家權力への依存に陷いる前に、自力で宗族の力を通して收租權の貫徹、(11) 治安の維持などに當たった筈であり、それでも效果が上らぬ場合に最後の手段として自族の科擧出身者のパイプを通して縣レベル、府レベルの官僚勢力に支援を求めたのである。鄉居地主が城居し得るためには、こうした在地での宗族のネットワークの形成が前提となっていた筈で、全く在地權力を喪失した形での城居というのはあり得なかったと思われる。江南における大地主のこのような宗族組織の擴大再編成の動きは、商業地主として成長する城居地主の宗族に最も早く起ったが、必ずしも城居地主のみに特有のものではなく、凡そ市場利益を媒介として田土の集積をはかる大地主宗族にあっては普遍的に起り得るものであった。從って、宗族組織再編に寄與する宗祠演劇は城居地主に次いで縣城附郭の鄉居地主（本稿の擧例はすべてこの型のもの）にも波及し、更に縣城以下の市鎭及びその周邊に居住する鄉居系宗族にも及んで行く。逆に反面、弱小の鄉居地主宗族の沒落、大宗族への吸收という事態が進行していたものと想像される。換言すれば、この輩行字の統合、及びこれを補完する宗祠演劇は、城居地主を生み出す江南先進地域の宗族社會に特有な現象として現われている。

要するに、江南先進地域において、鄉居地主が城居地主へ上昇するに當たり、その轉化上昇への基底を培養する歷史的役割を擔ったものとして、この地域の宗族の宗祠演劇を位置づけ得るのではないか、というのが本稿の結論である。

註

（1）田仲一成『中國の宗族と演劇―華南宗族社會における祭祀組織・儀禮および演劇の相關構造―』（東京大學出版會・一九八五年）第四篇序章八九―九一五頁。

（2）上田信「地域と宗族―浙江省山間部―」（『東洋文化研究所紀要』九四・一九八四年）。

（3）各房の筆頭醵金者の諱・輩行字・生卒年・身分・醵金額は次の通りである。

大房：大章・第17世恆六・萬曆40年―康熙27年・庠生・銀八兩。

二房：日彩・第16世綬卅・天啓3年―康熙17年・布衣・銀二兩。（本房筆頭醵金者康四十六の自隆缺嗣のため次席を掲ぐ）。

三房：志尹・第15世國廿三・萬曆33年―康熙34年・沐賜養老銀・銀一兩。

四房：集之・第16世聰十五・萬曆42年―康熙21年・進士・銀十兩。

五房：始魁・第15世高卅六・天啓6年―康熙28年・布衣・銀四兩。

六房：冠朝・第15世奕二・天啓1年―康熙13年・郡庠生・銀八兩。

（4）李子瑜「鄉村過年舊話」（『寧波同鄉』三九・一九六九年）に「（新年）十三日を上燈の期と爲し、復た祖像を懸け、供祀すること初一より初五日の如くし、直ちに十八日の落燈に到りて止むと爲す」とある。

（5）張景陽「嵊縣的〝的篤戲〟」（『民衆教育』五―四・五。一九三七年）。

（6）木山英雄「浙東〝墮民〟考」（『社會史研究』四。一九八四年）に詳しい。

（7）謝德耀「紹興的戲劇」（『民衆教育』五―四・五。一九三七年）に「紹興戲の名の下に三種の異なった班が含まれる。〝文亂談〟、〝閑散班〟、及び既に衰落した〝掉腔班〟である。」とある。

（8）民國二十四年『鄞縣通志』〈文獻志〉に「崑班は邑中の墮民、これを爲す」とある。（本資料は木山英雄氏提供）

（9）中山美緒「清代前期江南の米價動向」（『史學雜誌』八七―九。一九七八年）表1〈江南デルタ地帶の米價〉注㊶に引用。

（10）村松祐次『近代江南の租棧―中國地主制度の研究―』（東京大學出版會・一九七〇年）六五六頁以下。

（11）上掲上田論文に引く諸暨縣城内の城居地主宗族鍾氏の規約に「租錢は國課の資なり。所有の各佃戶は、應に租錢を完すべし。如し年終に至るも清せざれば、官に禀して究追す」とあり、國家權力に訴える前に宗族自體として佃戶に對する收租の實效をあげるよう、同族合同（分派統合）を背景に督勵していることがわかる。

THE ANDIJAN UPRISING AND ÎSHÂN

KOMATSU Hisao

The Andijan uprising had Qirgiz nomads who had been exposed to the threat of Russian settlers as its nucleus and was under the leadership of Îshân Madalî who had established his position firmly as a local leader in the eastern part of Fargana in the 1880–90s. In the uprising the role played by the local Central Asian variant of Islam was large: this showed itself clearly in the fanatic gathering on the eve of the uprising (A. H. 1316. I. 9). Those participating in the uprising followed the tradition that had existed in the area since the ancient Turks and installed Madalî as *khân*, performing the 'Ashûrâ rites at the same time. These rites, having their origin in the Central Asian pre-Islamic beliefs, had their distinctive traits, but the motif of martyrdom occurring in them agrees with the conception of *jihâd-shahîd* found in the text of the pledge taken before the uprising. The participants probably selected the 'Ashūrâ season as the time for the uprising on purpose; Madalî's missionary activities were also related to the *mazâr* groups that had an intimate connection with these rites. To see the Central Asian local variant of Islam (Ishanizm) as one of the origins of the energy behind the uprising is probably not mistaken.

A STUDY ON THE FUNCTION OF RITUAL DRAMA IN RECONSTRUCTING FAMILY RELATIONSHIPS IN EASTERN ZHEJIANG PROVINCE DURING THE QING PERIOD

TANAKA Issei

It is a practice quite common in China to use a set of characters known as *bei-hang zi* (輩行字) as markers of successive generations in

a family tree.

Recently Mr. Makoto Ueda has pointed out an important fact in that some noted families in Zhejiang which had branched off, dispersed, and started to use diverse sets of genealogical markers have, since the mid-Ming period, shown a tendency toward reuniting the branches and applying a uniform set of markers.

This paper aims to trace the courses of diversification and reunification of genealogical marker sets in some families located around the walled city of Xiao-shan (蕭山) county during the Qing period, and also to analyse the relationship between the reunification effort and the development of ritual drama performed at ancestral halls. My arguments are as follows:

(1) In the case of old families which had settled in Zhejiang since early Song, it was not easy to reunify the extremely diversified genealogical markers. In fact, it was not until after the mid-Qing period that such efforts were made. Some of these families had met with little success even after late Qing.

(2) It is to be noted that in these families, theatrical performance had been introduced into the rites of ancestral worship prior to the efforts being made to reunify the genealogical markers. It is reasonable to think that the ritual performance functioned more significantly than the uniform markers in rebuilding the larger systems of family trees.

(3) Conceivably the custom of staging plays at ancestral halls was meant to increase social contact among members of different family branches, preparing for the reunification of genealogical markers.

A STUDY ON THE CHAPTER "ON LUXURY" OF THE *GUANZI*

MACHIDA Saburo

On the chapter "On luxury" of the *Guanzi* there is the early path-breaking work done by Guo Moruo 郭沫若. Guo Moruo's views on the